

ICC(国際商業会議所)の新しいインコタームズ 2020 の概要 ～2020 年 1 月 1 日から発効～

弁護士 吉田 伸哉 (関口・吉田法律事務所)

1 Incoterms 2020 の公表とその特徴

2019 年 9 月 10 日、ICC(国際商業会議所)は、国際貿易取引の基本的な取引条件であるインコタームズ (Incoterms) を 10 年ぶりに改定した Incoterms2020 を発表しました。Incoterms2020 は、2020 年 1 月 1 日に発効します。Incoterms 2020 は現行の Incoterms2010 と同様、11 条件が 2 つに分類されています。

Incoterms2020	Incoterms2010
1 あらゆる輸送形態に適した規則	
① EXW (Ex Works) : 工場渡し	EXW
② FCA (Free Carrier) : 運送人渡し	FCA
③ CPT (Carriage Paid to) : 輸送費込み	CPT
④ CIP (Carriage and Insurance Paid to) : 輸送費保険料込み	CIP
⑤ DAP (Delivered at Place) : 仕向地持込渡し	DAP
⑥ DPU (Delivered at Place Unloaded) : 仕向地荷下渡し (新設)	DAT(ターミナル持込渡し)
⑦ DDP (Delivered Duty Paid) : 関税込持込渡し	DDP
II 海上・内陸水路輸送のための規則	
① FAS (Free Alongside Ship) : 船側渡し	FAS
② FOB (Free on Board) : 本船渡し	FOB
③ CFR (Cost and Freight) : 運賃込み	CFR
④ CIF (Cost, Insurance and Freight) : 運賃保険料	CIF

2 FCA の維持と新たなオプション

- (1) FCA (Free Carrier) 自体は現行の Incoterms 2010 と同じですが、Incoterms2020 では、海上運送の場合、買主 (輸入者) は、運送人に船積みされたことを記載した船荷証券の発行を指示しなければならないとするオプションが初めて規定されました。
- (2) FCA は、売主の工場などでの引渡しの場合、運送人へ引き渡す時点まで売主 (輸出者) が費用とリスクを負担し、その後は買主 (輸入者) が負担します。輸出の通関手続は売主 (輸出者)、船舶・航空機などへの積み込みは買主 (輸入者) が行います。他方、それ以外の場所が引渡場所として合意された場合は、その場所で貨物の引渡準備が完了した時点で、売主 (輸出者) から買主へ費用とリスクが移転します。

3 DPU (Delivered at Place Unloaded) の新設

Incoterms2020 では、Incoterms2010 の DAT が廃止され、DPU となりました。DPU は、売主 (輸出者) が、指定された仕向地に商品を配送し、荷降しをすることに伴う全てのリスクを負担します。荷降しのリスクも負担する点が DAP と異なります。

4 FOB・CIF の維持に伴う実務上の注意点

- (1) 国際海上運送のコンテナ輸送では、実務上、未だに FOB・CIF が多用されています。今回 Incoterms2020 が Incoterms 2010 の FOB・CIF を維持した点は非常に重要です。ICC は Incoterms2010・2020 共に FOB・CIF はコンテナの海上運送に使用するの是不適切としているからです。
- (2) 実際にも昨年、関西では台風 21 号で、倉庫や港湾運送業者の上屋などに保管中の貨物が高潮被害に遭いましたが、FOB・CIF で、輸出 FOB 保険や国内の貨物保険を締結していなかったため大損害を被った企業も多くありました¹。FOB・CIF ですと国際海上貨物保険では原則として填補されないためです。

¹ 輸出 FOB 保険等でも全てのリスクがカバーされるわけではなく地震や噴火による損害の場合は対象外ですが、台風 21 号に関してはカバーされる事案でした (昨年の台風 21 号の高潮等に伴う貨物の被害等へのリスクヘッジについては、物流と天災 ～地震、台風、高潮、洪水等の自然災害による貨物の滅失・損傷と損害賠償責任～をご参照ください)。